

財産取得について(総合福祉センター)

1 経過

年度	対応	詳細
平成 3 年	社協	◎総合福祉センター建設
		・建設理由 1 総合的施設として、社会福祉協議会、保健センター、ビバオイの里プラザの3施設が一体となり、建設された。 ※ 実態として、建設にかかる借入れ及び助成の優位性から社会福祉協議会が建設し、借入額については、市が債務負担を設定し補助金として負担する。
		・建設費総額 9億7,110万円
		【助 成】 補助・助成金 2億8,980万円 美唄市補助金 1億4,000万円 日本船舶振興会(現 日本財団) 1億4,300万円 中央競馬社会福祉財団 680万円
		・資金内訳 【借 入】 借入金 6億8,130万円 973,893,863円 利 率 社会福祉医療事業団 4億1,030万円 537,626,738円 5% 空知商工信用組合 2億5,100万円 410,116,347円 別記載 道新基金 2,000万円 26,150,778円 3%
		※別記 利率変更 空知商工信用組合 平成9年より 6.78→5% 平成13年より 5→4%
		・取得内容 【土 地】 4,732.82㎡ 費用内訳 【建 物】 鉄筋コンクリート造り2階建2,679.21㎡ 1億6,400万円 8億 710万円
		◎債務負担行為の設定 ・平成3年度美唄市一般会計予算(平成3年度以降21カ年の期間で債務負担の設定) ・総合福祉センター建設事業補助金(総合福祉センター建設補助事業) 【限度額】 10億6,000万円 【総支出額】 9億7,000万円
		◎社会福祉協議会評議員会 議案第25号(平成4年3月17日) 1 総合福祉センター建設資金は、美唄市が債務負担行為を行う。 2 債務負担行為終了後、美唄市に財産譲渡を行う(土地・建物) (理由 社協が借りたが社協自体に支払い財力がない、また建物の修理管理など社協に財力がないため、債務負担行為終了後宅地、建物共に美唄市に財産を移譲する。)
		◎美唄市総合福祉センターに係る確認書(平成8年4月1日) ・債務負担行為終了後、社協は財産を美唄市に無償譲渡し、財産は、美唄市に帰属する。なお、債務負担行為終了前に、財産譲渡の条件が整った場合は、その時点で双方協議を行う。
平成23年	社協	◎社会福祉協議会理事会にて、無償譲渡にかかる協議開始について、議決を得た。

2 市の財産取得に関する考え方

- ・平成4年度に交わされた確認書の通り、無償譲渡を受ける。また、譲渡を受けた後は、行政財産として非公募による指定管理者で、社協にて運営管理を行わせる。
- ・双方協議については、管理運営を指定管理により行うこと、また譲渡の円滑な対応のため協議を11月より実施。

3 対 応

(1) 市と社協との無償譲渡に係る協議

- ・指定管理に係る詳細説明と費用について
- ・建物設備の改修、修繕について
- ・社協事業に係る取り扱いについて

(2) 市建築住宅課により、建物・設備の調査(老朽化に伴う今後の整備計画作成のため)

4 今後のスケジュール

平成24年	1月	◎ 指定管理者選定審査会(非公募による指定管理施設)
	2月	◎ 指定管理者予定者の決定
	3月	議 会 ◎ 重要な財産の取得に関する報告 ◎ 設置・管理条例の提案 ◎ 指定管理関係予算決定 ◎ 指定管理者の決定及び3年間の債務負担行為議決